

# 《クラブ競技ローカル・ルール》

- ① コース内にある池はすべて「レッドペナルティーエリア」とし、その境界は満水時の水際とする。(エリア内のゴムシートはプレー禁止区域とする。)
- ② プレーヤーの球が修理地にある場合や、修理地にプレーヤーのスタンスが掛かる場合には救済を受けなければならない。
- ③ ジェネラルエリアにおいて、自己の球がその勢いで作った穴(ピッチ・マーク)にくだんでいるときは、罰なしで拾い上げ、球を拭き、元の位置にできるだけ近く、かつホールに近づかない箇所にドロップすることができる。
- ④ 球がジェネラルエリアにある場合で、動かさない障害物がグリーンから 2 クラブルングス以内にあり、球からも 2 クラブルングスの範囲内で、しかも球とホールの間のプレーの線上にかかっているときは、プレーヤーは次の救済を受けることができる。その球は拾い上げて、(a) ホールに近づかずに (b) 障害物の介在が避けられる (c) グリーン上でない場所で、球のあった箇所に最も近い所にドロップしなければならない。尚、拾い上げた球はふくことができる。
- ⑤ ホールとホールの間では最後にプレーしたホールのグリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすなどのグリーン面をテストしてはならない。但し、競技委員会が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 電磁誘導カート道(中央芝地を含む)の上に球がある場合、並びにスタンスが掛かる場合、救済を受けなければならない。
- ⑦ サブバックの使用は禁止する。
- ⑧ 1 番ホールにある、防球ネットにおいてスイングの妨げになる場合はホールに近づかず元の位置に最も近く、プレーの線上にネットが入らない場所へドロップすることができる。
- ⑨ 4 番ホールから 5 番ホールへ球がいった場合は、レッドペナルティーエリアの中に入ったものとし、4 番ホールよりプレーを継続しなければならない。
- ⑩ 4 番ホールグリーン左側の動かさない障害物と定義づけされている区域の白線が引かれている区域は、障害物の一部とする。球が白線内にある時は、ドロップエリアからプレーをしなければならない。
- ⑪ 5 番ホールのティーイングエリア周辺のバンカーに敷詰めた瓦チップの箇所に球がある場合や、プレーヤーのスタンスが掛かる場合には救済を受けなければならない。
- ⑫ 12 番ホールから 13 番ホールへ、13 番ホールから 12 番ホールへ球がいった場合はレッドペナルティーエリアに入ったものとし、元のホールよりプレーを継続しなければならない。(但し、橋より 13 番ホールティーイングエリアに入った場合を除く)
- ⑬ 16 番ホールにおいて、球がレッドペナルティーエリア内に入った場合は、1 打付加して特設ティー(黄マーク)又は、元の位置よりプレーを継続しなければならない。

(2025.01.31)